

石喜地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託 仕様書

1 目的・用途

施設の正常な機能を維持し、良好な水質を得るため、次の要領で維持管理を行うものとする。各点検の際、異常又は故障が認められた場合は、直ちに必要な処置により対応するものとする。

2 業務内容

日常点検は、浄化槽管理士が2回/週の頻度で行う。巡回点検は、浄化槽管理士と助手の2名により、1回/週の頻度で行う。

処理方式	JARUS-OD 方式
計画人口	1,890 人
計画汚水量	510.3 m ³ /日

3 資格等

- ・新発田市域における新潟県浄化槽保守点検登録業者に登録済みの者であること。
- ・浄化槽技術管理者、第2種電気工事士、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、その他維持管理に必要な資格を有する者（直接的な雇用関係にあること。）を各1名（重複可）以上配置できること。

4 委託期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日（36か月・長期継続契約）

5 委託場所

石喜処理場ほか

6 施設全体の日常管理

(1) 日常点検

- ① 安全確認（臭気の発生、異常騒音の発生、マンホール蓋の密閉、施錠）
- ② 動力制御版と警報ランプの点灯等、施設及び機器類の異常の有無の確認
- ③ 施設周辺の地面の陥没あるいは盛り上がりの有無の確認
- ④ マンホール蓋の密閉状況の確認
- ⑤ 異常が確認された場合には直ちに必要な処置により対応すること

7 前処理設備及び付帯設備（原水ポンプ槽、ばっ気沈砂槽等）

(1) 日常点検

- ① スクリーンかす・挟雑物等の除去
- ② 異常な水位上昇の痕跡の有無の確認
- ③ 原水槽・沈砂槽の水面の浮上物の確認

(2) 巡回点検

- ① ポンプ及びレベルスイッチの作動状況の点検
- ② 沈砂槽内のばっ気攪拌状況の点検調整
- ③ 浮上物及び汚泥堆積状況の点検
- ④ 浮上物及び堆積汚泥の汚泥濃縮槽又は嫌気性ろ床槽への移送
- ⑤ 現場水質検査（外観、臭気、pH）

8 流量調整槽及び付帯設備（流量調整槽、汚水計量槽、スクリーン槽等）

(1) 日常点検

- ① 脱水したスクリーンかすの除去

- ② 異常な水位上昇の痕跡の有無の確認
 - ③ 槽の水面の浮上物の確認
 - ④ 三角堰への異物の付着状況の確認及び除去
 - ⑤ 三角堰の水位の確認及び調整
- (2) 巡回点検
- ① ポンプ及びレベルスイッチの作動状況の点検
 - ② 槽内のばっ気攪拌状況の点検調整
 - ③ 浮上物及び汚泥堆積状況の点検
 - ④ 浮上物及び堆積汚泥の汚泥濃縮槽又は嫌気性ろ床槽への移送
 - ⑤ 三角堰の水位の確認及び調整
 - ⑥ 現場水質検査（外観、臭気、pH）
- 9 オキシデーションディッチ槽
- (1) 日常点検
- ① 空気供給量の確認
 - ② 著しい異常の有無の確認
- (2) 巡回点検
- ① ディッチ周辺の臭気、異常音の有無の確認
 - ② 発砲状況の確認
 - ③ 現場水質検査（外観、水温、臭気、透明度、SV、PH、亜硝酸反応、DO 等）
 - ④ ディッチ内の水位、流速のチェックと調整
 - ⑤ スカム及び槽底部の汚泥堆積状況の点検
- 10 沈殿槽
- (1) 日常点検
- 特になし
- (2) 巡回点検
- ① 越流堰の水平の確認調整
 - ② 浮上物及びスカムの生成状況並びにスカムスキマーの作動状況の点検調整
 - ③ 汚泥の堆積状況並びに汚泥引抜ポンプの作動状況の点検調整
 - ④ 現場水質検査（外観、臭気、透視度、pH）
 - ⑤ 余剰汚泥の沈殿濃縮槽への移送及びオキシデーションディッチ槽への返送
- 11 消毒槽
- (1) 日常点検
- 特になし
- (2) 巡回点検
- ① 消毒剤の補充
 - ② 現場水質検査（残留塩素）
 - ③ スカム及び汚泥堆積状況の点検
 - ④ スカム及び堆積汚泥の濃縮貯留槽への移送
- 12 汚泥濃縮槽及び貯留槽
- (1) 日常点検
- ① 脱離液中の汚泥の混入確認
 - ② 貯留量の確認
- (2) 巡回点検
- ① スカム及び汚泥堆積状況の点検
 - ② 臭気発生の確認
 - ③ 脱離液の流量調整槽又は原水ポンプ槽への移送
 - ④ 汚泥引抜き時期の判断

	T-N	—	○			○			○			○		
	T-P	—	○			○			○			○		
流入水	pH	—	○			○			○			○		
	B.O.D.	—	○			○			○			○		
	S.S.	—	○			○			○			○		
	T-N	—	○			○			○			○		
	T-P	—	○			○			○			○		
OD槽	MLSS	—	○			○			○			○		

17 緊急対応

- (1) 処理施設及び各中継ポンプ施設の異常警報を、業務担当者の携帯電話で受信できるようにしておく。
- (2) 大雨、台風、地震などの災害に備え、技術者の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、あらかじめ体制を発注者に届け出なければならない。また、非常時には、関係各所に通報し、速やかにこれに対応するものとする。
- (3) 警報を受けた場合は直ちに臨時点検を行い、必要な処置を講ずる。遠隔操作で対応できない異常については、現地へ赴き対応する。
- (4) 必要な処置を講じた後、発注者へその内容を報告する。また、原因の究明に協力し再発防止に努める。

18 提出書類

毎月、前月の管理状況を記録した以下の書類を、遅滞なく提出する。

- (1) 管理日報（点検及び中継ポンプ清掃日毎に作成したもの）
- (2) 管理月報
- (3) 流入水量一覧表（日毎の水量を記載したもの）
- (4) 計量証明書

19 その他

- (1) この仕様書に記載がない事項であっても、関係法令に規定されているものは、それに従って維持管理を行うものとする。
- (2) 施設内を定期的に掃除し、常に清潔を保つこと。
- (3) 中継ポンプ槽内の作業に当たっては、酸素欠乏・硫化水素等を測定し、必要と認められる場合には送風等の処置を行い、有毒ガス中毒に十分注意すること。
- (4) 管理に先立って、当施設の管理に使用する管理日報を作成し監督員の承諾を得ること。
- (5) 管理に当たっては、一般社団法人地域資源循環技術センター発行の当施設処理方法が該当する『農業集落排水処理施設維持管理マニュアル』を指針とすること。
- (6) 監督機関の検査並びに各地からの視察者・見学者がある場合に、発注者からの要請により準備、立会い等の協力をすること。

20 請求書提出先

新発田市水道局庁舎内 下水道課 施設管理係 TEL 0254-23-7284

※契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。